

週刊 鈴木会計 F A X 通信

鈴木恒夫税理士事務所からのお役立ち情報
 〒312-0033 ひたちなか市市毛1253-3
 TEL 029-275-4333 FAX 029-275-4500
 URL : http://www.szk-accounting.jp

発行日2018年 7月30日(月)

—— 今週のことば ——
日欧 E P A
 日本と欧州連合(EU)との間における経済連携協定の署名が行われ、発効すれば世界の人口の約1割、GDPの約3割、貿易の約4割を占める巨大経済圏が誕生する。

◆ 今週のことよみ ◆ ご自分の予定を確認して下さい

7/30(月) 大安
31(火) 赤口 所得税予定納税額の納期、5月決算法人の確定申告ほか
8/ 1(水) 先勝 八朔、土用二の丑
2(木) 友引 ソフトボール世界選手権開幕(千葉)
3(金) 先負
4(土) 仏滅
5(日) 大安 第100回全国高校野球選手権大会開幕(甲子園)

—— 先週の株と為替 ——

	日経平均株価	円(対米ドル)
7/23(月)	22,397 ▼301	110.96 △1.48
24(火)	22,510 △113	111.20 ▼0.24
25(水)	22,614 △104	111.25 ▼0.05
26(木)	22,587 ▼27	110.69 △0.56
27(金)	22,713 △126	111.02 ▼0.33

来月から変わる介護・医療保険制度

来月から高齢者の介護・医療保険制度について、主に現役並み所得者に対する見直しが行われます。

◎介護保険利用者の負担割合の見直し……介護サービスの利用者負担割合について、65歳以上(第1号被保険者)で現役並みの所得のある方は、3割に引上げられます。3割負担になるのは、①本人の合計所得金額が220万円以上、かつ②同一世帯の65歳以上の「年金収入+その他の合計所得金額」が単身世帯340万円以上、2人以上世帯463万円以上、となる方です。なお、1カ月の負担額が4万4400円を超えた場合、超えた金額は高額介護サービス費が支給されます。

◎70歳以上の高額療養費の上限額変更……同月内に支払った医療費が一定の上限額(自己負担限度額)を超えた場合、その超えた額が払い戻される高額療養費制度について、70歳以上の方の上限額(月ごと)が次のように変わります。

*現役並み所得者(年収約370万円以上)について、区分を3つに細分化した上で、70歳未満と同様の所得に応じた限度額に引上げます。また、「外来」の区分が無くなります。

*一般所得者(年収約156万円~370万円)について、「外来」の上限額を1万8千円(現行1万4千円)に引上げます。

◎高額介護合算療養費制度の見直し……医療保険と介護保険における1年間の自己負担の合算額が限度額を超えた場合に支給される高額介護合算療養費制度について、70歳以上の現役並み所得者(年収約370万円以上)の方は、区分を細分化した上で70歳未満と同様の限度額に引上げます。

■この記事の詳細は、情報BOX201529

最低賃金の引上げ目安は全国平均26円

毎年10月頃に改定される地域別最低賃金について、中央最低賃金審議会が示した30年度の改定額の目安は、全国平均で26円の引上げとなり、3年連続で全ての都道府県が20円を超える大幅な引上げ目安が提示されました。

今後、この目安をもとに各地方最低賃金審議会の審議で改定額を決定しますが、目安どおりに改定された場合、全国平均で時給874円となります。

なお、各都道府県の引上げ額の目安は、経済実態に応じて4ランク(A~D)に分けられ、Aランク・27円は6都府県、Bランク・26円は11府県、Cランク・25円は14道県、Dランク・23円は16県となっています。

★★★ 8月のチェックポイント ★★★

- ※夏季休業を行う企業は、関係先に日程を知らせると同時に取引先の日程も確認して、納品や集金・支払いなど齟齬がないよう調整します。
- ※夏季休業前には、盗難や火災等の備えおよびパソコンデータのバックアップをしておきます。
- ※記録的猛暑が続き熱中症対策が重要です。特に、休業明けは労働災害などを防止するため、適度な休憩を設け健康管理を徹底します。
- ※台風や豪雨などに備え、商品・設備の水濡れ防止や緊急持ち出しなどの災害対策を心掛けます。

詳細請求手順

情報BOX番号が付いている記事の詳細情報は下記の手順で取り出すことができます。【無料】

- ①03-3940-6000へTEL(プッシュ回線)。
- ②記事下のBOX番号を入力し#。
- ③取り出し先のFAX番号を入力し#。

※アナウンスのガイドに添って入力して下さい。

平成30年8月から変わる介護・医療保険制度の見直し

◆介護保険利用者の負担割合の見直し

平成30年8月から65歳以上の方（第1号被保険者）であって、現役並みの所得のある方には介護サービスを利用した時の負担割合が3割に上げられます。ただし、月額44,400円の負担上限があります。

【平成30年8月から3割負担になる方】

①本人の合計所得金額※1が220万円以上、かつ

②同じ世帯にいる65歳以上の方の「年金収入＋その他の合計所得金額※2」が単身の場合340万円以上、2人以上世帯の場合463万円以上

※1「合計所得金額」とは、収入から公的年金等控除や給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額をいいます。また、長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除を控除した額で計算されます。

※2「その他の合計所得金額」とは、※1の合計所得金額から、年金の雑所得を除いた所得金額をいいます。

◆70歳以上の高額療養費の上限額の見直し

平成30年8月診療分から、70歳以上の方の高額療養費の上限額について、現役並み所得区分を細分化した上で限度額を上げます。また、一般区分については外来上限額を上げます。

所得区分	平成30年8月～	
	外来 (個人ごと)	外来＋入院 (世帯ごと)
現役並みⅢ 年収約1160万円～(標報83万円以上 ／課税所得690万円以上)	$252,600 \text{円} + (\text{医療費} - 842,000) \times 1\%$ <多数回 140,100円>	
現役並みⅡ 年収約770万～約1160万円(標報53 ～79万円／課税所得380万円以上)	$167,400 \text{円} + (\text{医療費} - 558,000) \times 1\%$ <多数回 93,000円>	
現役並みⅠ 年収約370万～約770万円(標報28～ 50万円／課税所得145万円以上)	$80,100 \text{円} + (\text{医療費} - 267,000) \times 1\%$ <多数回 44,400円>	
一般所得者 年収156万～約370万円(標報26万 円以下／課税所得145万円未満)	18,000円 (年間上限144,000円)	57,600円 (多数回該当44,400円)
住民税非課税世帯Ⅱ	8,000円	24,600円
住民税非課税世帯Ⅰ (年金収入80万円以下等)		15,000円

※直近12ヵ月以内に3回以上上限額に達した場合、4回目から多数回該当となり上限額が下がる。

◆高額介護合算療養費制度の見直し

70歳以上の現役並み所得者については、70歳未満と同様に所得に応じた限度額に引き上げられます。

所得区分	限度額
年収約1160万円～(標報83万円以上／課税所得690万円以上)	212万円
年収約770万～約1160万円(標報53～79万円／課税所得380万円以上)	141万円
年収約370万～約770万円(標報28～50万円／課税所得145万円以上)	67万円